

新潟県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第57号

新潟県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県屋外広告物条例施行規則（平成8年新潟県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																								
<p>第3号様式（第11条関係）</p> <p style="text-align: center;">新潟県収入証紙貼り付け欄</p> <p style="text-align: center;">広告物等更新許可申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1"><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>許可年月日</td><td>年 月 日</td><td>許可番号</td><td>第 号</td></tr><tr><td>表示（設置）年月日</td><td colspan="3">年 月 日</td></tr></table> <p>(略)</p> <p>注 1・2 (略)</p> <p>3 <u>表示（設置）年月日の欄には、当該広告物等の表示（設置）年月日（表示（設置）年月日が不明の場合は、当初の許可年月日）を記入すること。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(略)</p>	(略)				許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号	表示（設置）年月日	年 月 日			<p>第3号様式（第11条関係）</p> <p style="text-align: center;">新潟県収入証紙はり付け欄</p> <p style="text-align: center;">広告物等更新許可申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1"><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>許可年月日</td><td>年 月 日</td><td>許可番号</td><td>第 号</td></tr><tr><td>表示（設置）年月日</td><td colspan="3">年 月 日</td></tr></table> <p>(略)</p> <p>注 1・2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p>	(略)				許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号	表示（設置）年月日	年 月 日		
(略)																									
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号																						
表示（設置）年月日	年 月 日																								
(略)																									
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号																						
表示（設置）年月日	年 月 日																								

第2条 新潟県屋外広告物条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第11条関係）

広告物等点検書

区分	点検内容	補修を要する 不良箇所		補修の概要	
		無	有	補修完了予定年月日	補修の内容
基礎	1 上部構造の全体の傾斜、ぐらつき	無	有	年 月 日	
	2 基礎のクラック、防水層の裂傷等の異常	無	有		
支持部	1 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	無	有	年 月 日	
	2 鉄骨接続部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	無	有		
	3 鉄骨接続部（ボルト）のゆるみ、欠落	無	有		
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	無	有	年 月 日	
	2 ベース周辺・コーキングの老朽化、溶接部の劣化	無	有		
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）取付部周辺の異常	無	有		
広告板・文字	1 広告板面・文字等のひどい汚れ、変色、さび	無	有	年 月 日	
	2 広告板面・文字等の破損、変形、ビス等の欠落	無	有		
	3 枠組み部材の破損、ねじれ	無	有		
照明装置	1 蛍光灯・照明灯・LEDの不点、ネオン管の不発光	無	有	年 月 日	
	2 照明器具・LEDの取付部の破損、変形、さび、漏水	無	有		
	3 ネオン管・サポート類の破損	無	有		
	4 ネオントランス・その周辺の損傷、接続不良	無	有		
分電盤	1 分電盤の腐食、破損	無	有	年 月 日	
	2 電源配線経路の腐食、破損	無	有		
	3 安全ブレーカー・タイムスイッチ等の劣化、損傷	無	有		
その他	1 避雷針の突針部・導線固定部の腐食、損傷	無	有	年 月 日	
	2 図面との相違の有無	無	有		
	3 その他点検した事項 ()	無	有		
特記事項					
<p>上記のとおり点検を行った。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">点検者 氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: center;"> { 1 広告物等試験合格者 2 一級建築士 } </p> <p style="text-align: center;"> 3 ネオン工事士 4 知事が認定する者 </p> <p>上記の点検及び補修内容について確認し、了承した。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p>					

注 点検者は、広告物等の高さが4メートルを超える場合には、広告物等試験合格者又は新潟県屋外広告物条例施行規則第16条第3項各号に掲げる者とし、点検者の欄の（ ）内の該当する番号を○で囲むこと。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。